

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日
を定める政令」に係るパブリックコメントの実施を不要とする理由

令和8年6月10日
厚生労働省

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の一部の施行のため、その施行期日を定める政令の制定が必要となっているところです（同法附則第1条第6号及び第7号）。

パブリックコメントについては、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第1号に該当することから、実施いたしませんでした。

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）
（適用除外）

第三条（略）

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 法律の施行期日について定める政令

二～六（略）

3（略）